

平成 17 年 10 月 11 日

企業会計基準委員会御中

企業会計基準公開草案第 8 号
「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準（案）」についての意見

（社）日本証券アナリスト協会

このたび公表されました上記公開草案について、当協会内の企業会計研究会にて検討した結果、意見を下記のとおり申し上げます。

記

1. はじめに

連結株主資本等変動計算書は株主持分変動要因の一覧を可能にするもので、これを導入することは財務諸表利用者の利便性向上に繋がるものとして評価したい。変動計算の対象を「株主資本」に限定せず、「評価・換算差額等」「新株予約権」「少数株主持分」を含めた点も評価したい。

2. 名称について

当協会は公開草案第 6 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」について、「純資産の部」を「株主持分の部」と改称するよう提案している。この関連で「(連結)株主資本等変動計算書」を「(連結)株主持分変動計算書」と改称するよう提案する。仮に貸借対照表の負債を除く部分を純資産の部とする場合は「(連結)純資産変動計算書」と改称するよう提案する。

3. 注記について

公開草案第 10 項(3 頁)は、注記事項として、(個別)株主資本等変動計算書では、発行済株式の種類および総数、自己株式の種類および株式数、配当、に関する事項が挙げられているのに対して、連結株主資本等変動計算書ではに限定されている。例えば、優先株が発行されているのに、優先株の発行済株式数やその 1 株当たり優先配当額の情報は(個別)株主資本等変動計算書を見なければわからないというのはきわめて不便である。確かに、配当支払や自社株買い等の剰余金分配は商法上個別財務諸表の数値に基づいて決められるとはいえ、証券アナリストにとっては連結利益がどのように親会社株主に分配されたかについての情報が一目でわかる点に連結株主資本等変動計算書の存在価値があるので、連結株主資本等変動計算書においても すべてを注記事項

とすべきである。

また、潜在株式の種類及び総数についての明細、その変動事由の概要、希薄化によって増加しうる株数の最大値、についても注記することが望ましい。

4. 株主資本以外の項目の表示内容について

公開草案は企業の事務負担も考慮し、株主資本以外の項目は純額のみ表示も可能とし、また変動事由及びその金額を表示(注記も含む)する場合、その項目および表示方法は変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに企業が判断し特に継続性を考慮する必要はないとしている(適用指針10項(11頁)、18,19項(14 - 15頁))。この点は、開示に際してのコストとベネフィットとの関係から合理的とも言えるが一部の項目は利用者にとって重要であることから次の意見があった。

- ・ 少数株主持分の増減内訳につき、少なくとも、少数株主損益、評価・換算差額等の増減のうち少数株主持分に振り替えた金額については開示を要望する。これによって、支配持分、非支配持分にかかわる包括利益の算定が可能になると考えられる。
- ・ 評価・換算差額の中の、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定の期中の変動額のうち、売却等により当期純利益に含まれた(いわゆるリサイクルした)金額については、開示を義務付けてはどうか。当期純利益に含まれた金額の情報の有用性は高いと思われるからである。

以上